

京都市内の企業等の皆様へ

担い手の**確保・定着**に向けて

# 奨学金返済支援制度を

## 導入しませんか？

導入するメリットは？

- 人材確保・定着
- 企業イメージの向上
- 従業員のモチベーション向上
- 京都市・京都府が制度導入企業をPR！ など

「奨学金返済支援制度」とは、企業等が奨学金を返済している従業員に対し、手当等を支給することで、奨学金返済を支援する社内制度のことです。令和8年度から、京都市も、京都府と京都府中小企業団体中央会とともに、本制度を導入する中小企業等を支援します！

制度概要

以下のいずれか低い額となります。

- 企業が従業員に対し支給する手当等の額の1/2以内
- 年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内

正社員となつてから  
1年目～3年目 上限9万円/人・年

正社員となつてから  
4年目～6年目 上限6万円/人・年

例)従業員の年間返済額20万円、企業の年間手当額18万円の場合

従業員の負担額	企業の負担額	京都府補助額
2万円	9万円	9万円



本店所在地が京都市内の企業は  
府補助額の2分の1を上乗せ！！

従業員の負担額	企業の負担額	京都市補助額	京都府補助額
2万円	4.5万円	<b>4.5万円</b>	9万円

登録期間

随時／～令和8年12月28日(月)

申請期間

令和9年1月4日(月)～令和9年1月29日(金)

登録・申請方法

詳細は、京都府中小企業団体中央会ホームページをご覧ください。

<https://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/>



まずはお気軽に裏面『お問い合わせ先』までお問い合わせください！

就労・奨学金返済一体型支援事業



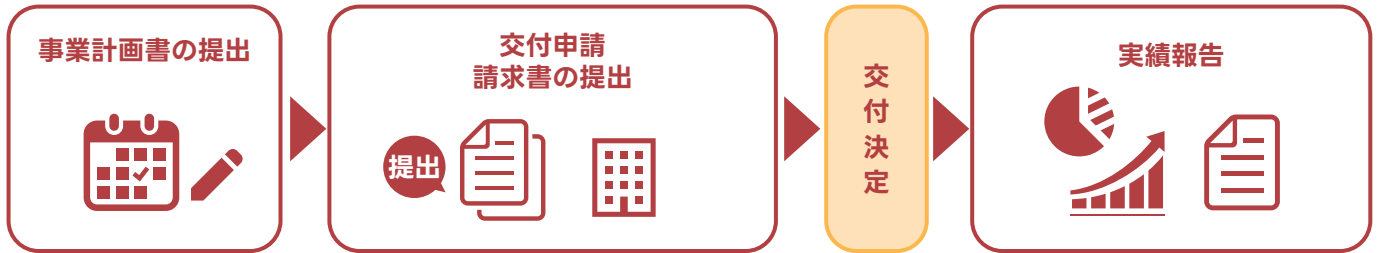
京都市印刷物第080741号 令和8年4月発行  
発行：京都市産業観光局産業企画室

# 就労・奨学金返済一体型支援事業 補助金手続きの流れ

## 登録までのSTEP



## 交付申請のSTEP



交付申請関係書類の提出先: 京都府中小企業団体中央会

## 補助対象となる中小企業等

### 京都府内に事業所があり、従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等

中小企業等経営強化法に定める中小企業者、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)、きょうと福祉人材育成認証制度による認証又は「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証を受けている者のうち会社以外の者等 ※本店所在地が京都市内の企業等は、府補助額の2分の1を上乗せ

### 支援対象者

上記企業等に勤め、次の要件を全て満たす者

- 1 正社員であること (年齢制限なし)
- 2 当該企業において正社員となってから6年以内であること(中途採用含む)
- 3 受給した奨学金を本人が返済中であること
- 4 府内事業所に勤務していること

### 支援対象期間

正社員1人につき

**最大6年間**

※正社員となった日以降に返済猶予期間がある場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月から起算。

お問い合わせ先

奨学金返済支援制度の導入に関するお問い合わせ

京都府商工労働観光部労働政策室

TEL:075-682-8925 Email:rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

補助金に関するお問い合わせ

京都府中小企業団体中央会

TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725

京都市では、既に**200社以上**の企業が制度導入されています

導入企業の採用担当者の声



説明会や面接で制度を紹介すると、企業に関心を持っていただけます。



従業員のモチベーションアップにつながっていると感じます。

支援を受けている従業員の声



毎月の負担が大きく減り、生活に余裕が生まれました。



精神的にも余裕が生まれ、仕事に集中できています。

ウェブサイト

「京のまち企業訪問」では奨学金返済支援制度導入企業や従業員の声を随時配信中！

ぜひ、ご登録ください▶



京都で働きたいと考えている

**学生**

や

京都で活躍する

**若者**

を一緒に**応援**しませんか？